

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育委員会規則第13号

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和41年大和市教育委員会規則第3号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「、第6号及び第7号」を「及び第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。